

中小企業のDXに役立つ

小冊子

電子帳簿・取引の データ保存完全ガイド

税理士・公認会計士 佐久間 裕幸 [著]

2色刷り
イラスト入り

B5判・48頁 10部～ 49部の注文：1冊300円(10%税込)
50部～299部の注文：1冊250円(10%税込)
300部以上の注文：1冊200円(10%税込)

ご注文最低部数 → 10部 ※50部未満のご注文の場合、送料700円を別途承ります。
※送料は2023年4月時点の料金です。

電子取引のデータ保存義務化に向けた完全対応版！

本書の特色

- デジタルインボイスと電子取引のデータ保存との関係を図解してわかりやすく解説。
- 令和5年度改正の新たな猶予措置もフォローしているため、宥恕期間にすべきことがわかる。

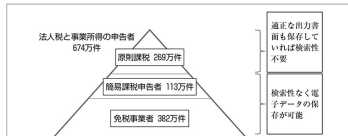
内容見本

どは、文句なしに「相当の理由」になりそうに思えます。自らが開発したわけではないシステムの改修は、通常は極めて困難であるからです。そのほかどのような相当な理由の提示が出ているのかは、本年6月頃の取扱通達や一問一答の改正を待つことになるでしょう。

(1) 保存要件の緩和	(2) 保存が困難な企業への猶予措置
①売上高5000万円以下である保存義務者は検索要件不要 ②電磁的記録の出力書面（整理とした形式及び明瞭な状態で出力、かつ取引年月日等及び取引先ごとに整理）の提示又は提出の求めに応じることができるとも検索要件不要。	相当の理由がある場合に、保存要件によらない保存ができる。 当該電磁的記録のダウンロードの求めと出力書面（整理とした形式及び明瞭な状態で）の提示又は提出に応じることができる必要がある。

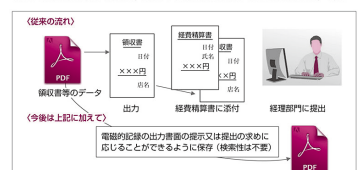
5. 企業規模による対応
令和5年度改正で検索要件不要という措置が、売上高5000万円まで拡大されたことのできる数の企業では、電磁的記録の提示又は提出の求めに応じることができるようになっており、すなわち電子ファイルは特定の保存場所に保存して、真実性の確保の努力をしておけば済むこととなります。

2020年の国税庁統計資料によれば、課税売上高5000万円以下の企業が利用できる簡易課税を利用している事業者数は、消費税の申告をした事業者数292万のうち、113万となっています。所得税において事業者所得の申告者数が983万人、法人税の申告者数が281万社ですから、電子取引の保存が可能な事業者数は674万のうち43%は簡易課税事業者であり、簡易課税を行っているのは

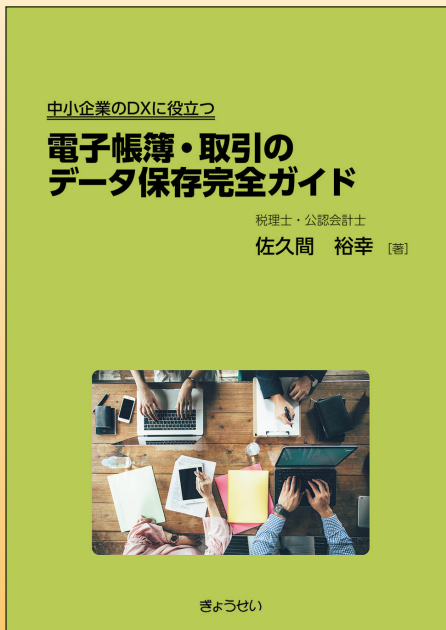


674万のうち16%ほど。したがって、約6割の事業者は、今回の改正で、電子取引の取引情報に
係る電磁的記録の保存について、負担感なく対応できるようになったということになります。

次に上記の範囲で2020年の上位4割、売上規模で5000万円を超える事業者のうち、電子取引の件数がそれよりも多いため、電子データの保存システムを導入するほどではないという事業者については、「電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者」として、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面出力しており、検索要件を受えずに、電磁的記録を保存さえしておけばよいということになります。ただし、整理とした形式及び明瞭な状態、取引年月日等の他の目付及び取引先ごとに整理された状態で書面出力しなければならないが、これは、従来から帳簿やセシネキル等のソフトを利用し、紙質印刷を行ってきたりする場合での帳簿データを印刷してはいけい対応できないはず。



そして、上記2つのパターンに当てはまらない企業では、電子取引システムについては取引情報の長期の保存を可能にしたり、単発的・非定期的な電子取引についても相当の件数があるだけで、電子データの保存システムを導入すべきだということになります。会計処理を行った根拠資料である証拠の保存は、税務調査のためだけでなく、会計処理を円滑に行うため、あるいは内部統制の整備・運用のためにも必須となりますので、当然に行っていくべきだとも言えます。電子帳簿保存法の改正で電子取引に係る電磁的記録の保存が義務付けられたことと対応するとは、証拠として経理部門がチェックすべき「原本」が電子データであるならば、これを提出させ、保存するのが経理業務であり、内部統制です。令和3年度改正に経理部門の中で、電子ファイルシステムも安価なものも出てきています。システムに証拠ファイルをドラッグするとOCRで目付を金額、発行者名を読み取り、帳簿が自動で出来上がるものが10万円見られず



目次

I 経理のDXにどう向き合うのか

1. 電子取引の取引情報の保存義務を巡る変遷
2. なぜ、付加価値向上・生産性向上が求められるのか
3. 長期的な企業環境からDXを考える
4. 国税関係帳簿書類に限らずすべて電子化をする
5. 中小企業でのアプローチ

II 電子取引と宥恕期間

1. 2つの電子取引の類型
2. 電子取引の保存要件
3. 真実性確保と検索性確保の困難性
4. 宥恕期間の登場と令和5年度税制改正
5. 企業規模による対応
6. 宥恕期間の間にすべきこと
7. 保存についての留意点

III 帳簿と書類の電子保存

1. 企業の判断で直ちにできる電子化の基本形
2. 帳簿の電子保存
3. 優良な電子帳簿と令和5年度税制改正
4. 書類の電子保存

IV スキャナ保存

1. 書面をあえて電子化して、デジタル処理へ
2. スキャナ保存の保存要件
3. 令和5年度税制改正でのスキャナ保存の要件緩和
4. 電子取引への過程としてのスキャナ保存
5. スキャナ保存を巡る疑問点、不安点

V デジタルインボイスと電子取引

1. デジタルインボイスとは
2. デジタルインボイスと電子取引の関係

商品に関する照会・お申し込みは

フリーコール (通話料無料)
電話受付時間: 平日9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

Web
サイト

URL: <https://shop.gyosei.jp>

■個人情報の取扱いについて

【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 個人情報相談窓口 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時~17時

【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員



【お支払方法】

・お支払方法は、銀行振込、郵便振込、コンビニ払い、LINE Payほか各種ウォレットサービスからお選びいただけます。

・商品と同送あるいは別送する請求書記載の支払期日までにお支払いください。

【商品のお届け時期等】

・ご注文を承ってから、通常5営業日以内に発送します。

・乱丁・落丁や破損がある場合、送料弊社負担にてお取り替えいたします。お客様のご都合で返品される場合は、送料ご負担の上、商品到着後8日以内をお願いします。

キリトリ線

上記「個人情報の取扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。

年 月 日

中小企業のDXに役立つ

電子帳簿・取引のデータ保存完全ガイド

B5判・48頁 10部~ 49部の注文: 1冊300円(10%税込) ご注文最低部数: 10部
50部~299部の注文: 1冊250円(10%税込) <50部未満の場合、送料700円を別途承ります。>
300部以上の注文: 1冊200円(10%税込) コード 5108883-00-000 DX データ保存ガイド

部

申込書

お届け先 ご住所	〒 - 都道府県
(フリガナ) お名前	(ご担当部署名:) ご担当者名:)
TEL	- - e-mail @
お得意様No.	(ご存知の場合はご記入ください) □□ - □□□□□□□□ 支払費 <input type="checkbox"/> 公費 <input type="checkbox"/> 社費 <input type="checkbox"/> 私費

※送料は2023年4月時点の料金です。

株式会社 **ぎょうせい**

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

(2023.4)

フリーコール

TEL: 0120-953-431 [平日9~17時] FAX: 0120-953-495

<https://shop.gyosei.jp> [ぎょうせいオンラインショップ](#) [検索](#)

コード 5108883-00-000 DX データ保存ガイド

●取扱者